

相談支援専門員及びサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になるために必要な研修受講について

相談支援専門員及びサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になるには、実務経験年数等の他、規定の研修を受講(修了)する必要があります。

受講(修了)しなければならない研修は、それぞれ違いますので、下記を参考に受講してください。

相談支援専門員

※国家資格等の有無や業務内容に応じ、通算3年～10年以上の相談支援又は直接支援の実務経験が必要

相談支援従事者養成研修(講義部分)

ここまで修了することで
相談支援専門員になれます

相談支援従事者養成研修

資格の更新のため5年毎に
受講する必要があります

相談支援従事者現任研修

※初回の現任研修のみ、受講には過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験が必要です。

①相談支援専門員
を続ける場合

②地域の人材育成への
参画をしている場合

①現任研修

※5年毎に現任研修で資格更新
※2回目以降の現任研修は、次の要件のいずれかを満たすことで受講できます。
・過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験を有している
・現に相談支援業務に従事している

②主任相談支援専門員研修

※5年毎に主任研修で資格更新
※現任研修修了後、相談支援事業所又は基幹相談支援センター等において3年以上相談支援専門員として従事している方が受講できます。

サービス管理責任者 (児童発達支援管理責任者)

※国家資格等の有無や業務内容に応じ、通算1年～6年以上の相談支援又は直接支援の実務経験が必要

サービス管理責任者等基礎研修

※基礎研修修了後に6ヶ月～2年間のOJT期間を経て実践研修へ

ここまで修了することでサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)になれます

サービス管理責任者等実践研修

資格の更新のため5年毎に受講
する必要があります

サービス管理責任者等更新研修

※受講には次の要件を満たす必要があります。
・サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者、相談支援専門員として業務に従事している
・サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者、相談支援専門員として過去5年間に通算2年以上業務に従事していた